

# 福岡市文化芸術振興計画策定にかかる市民意見募集の実施結果

## 1. 実施の目的

福岡市では、文化芸術振興の基本的な方向性を示す「福岡市文化芸術振興ビジョン」(平成 20 年 12 月)が策定より 10 年経過したことから、文化芸術を取り巻く社会経済情勢や国の動向など時代の変化に対応しつつ、より一層の文化芸術の振興を図っていくため、同ビジョンの後継計画となる「福岡市文化芸術振興計画」を策定しました。

## 2. 意見募集期間

平成 31 年 2 月 25 日(月)～平成 31 年 3 月 24 日(日)

## 3. 実施方法

### (1) 福岡市文化芸術振興計画(案)公表方法

下記の場所において資料を配付するとともに、福岡市ホームページに掲載しました。さらに、市政だよりにおいて市民意見募集の旨を公表しました。

《閲覧・配付場所》

- ・文化振興課(市役所 14 階)、情報公開室(市役所 2 階)、情報プラザ(市役所 1 階)、
- ・(公財)福岡市文化芸術振興財団(博多区中洲中島町)、
- ・各区役所情報コーナー、各出張所(入部、西部)、
- ・市民会館、各音楽・演劇練習場(千代、祇園、大橋、千早)

### (2) 意見提出の方法

意見については、住所及び氏名を明記のうえ、閲覧・配布場所へ提出いただいたほか、郵送、ファクシミリ、電子メールによって受け付けました。

## 4. 意見の提出状況

- (1) 意見提出数 24 通
- (2) 意見件数 200 件

## (3) 意見内訳

項目	意見件数	割合
<b>全 体</b>	<b>1</b>	<b>0.5%</b>
<b>第1章</b>	<b>61</b>	<b>30.5%</b>
1. 福岡市文化芸術振興計画の策定にあたって	8	4.0%
(1) 策定目的	5	2.5%
(2) 福岡市文化芸術振興ビジョン	3	1.5%
2. 策定の背景	41	20.5%
(1) 社会経済情勢の変化	11	5.5%
(2) 福岡市の文化芸術の現状	24	12.0%
(3) 国の動向	4	2.0%
(4) 福岡市の方針	2	1.0%
3. 福岡市の文化芸術政策の課題	12	6.0%
(1) 市民生活の質の向上に向けた課題	2	1.0%
(2) 都市の成長に向けた課題	4	2.0%
(3) 文化芸術を担い支える環境・仕組みの課題	6	3.0%
<b>第2章</b>	<b>137</b>	<b>68.5%</b>
1. 福岡市文化芸術振興計画の位置づけ	4	2.0%
全体	2	1.0%
(1) 計画の位置づけ	1	0.5%
(2) 計画期間	1	0.5%
2. 文化芸術推進にあたっての基本的な考え方	8	4.0%
(1) 基本理念	1	0.5%
(2) 基本目標	7	3.5%
3. 施策の体系	26	13.0%
(1) 政策目標	7	3.5%
(2) 施策方針	8	4.0%
(3) 5つの重点施策	3	1.5%
(4) 成果指標	8	4.0%
4. 施策の展開の方向性	99	49.5%
(1) 政策目標1	17	8.5%
(2) 政策目標2	12	6.0%
(3) 環境・仕組みづくり	57	28.5%
(4) 文化芸術の振興に向けた5つの重点施策	13	6.5%
<b>その他</b>	<b>1</b>	<b>0.5%</b>
合 計	200	100.0%

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
<b>全体 (1件)</b>					
1			<p>全体に関する意見である。この計画案では演劇の実演家（俳優、演出家、劇作家、舞台美術家、照明家、音響家）や演劇の劇評家と研究者の人材育成に関する計画が無いので、入れてほしい。</p> <p>演劇の実演家と演劇の劇評家と研究者の人材育成に関する計画に対する意見を述べる。以下に述べる演劇の実演家、劇評家、研究者の育成の主体は福岡市や 経済観光文化局文化振興部 文化振興課や福岡市文化芸術振興財団でも良いし、もし適当な演劇支援NPO、劇団、個人がいればそれに助成を行うかたちでも良い。演劇の実演家と演劇の劇評家と研究者の人材育成を行う場所を新たに建設する必要は必ずしも無い、もし可能なら福岡市の遊休施設や音楽・演劇練習場の1室を活用することも出来るだろう。</p> <p>① 演劇の人材育成に関しては、先進地の欧米やオーストラリアでも50年—100年の時間がかかっている本当に難しい仕事である。まず、欧州やオーストラリア（イギリス、ドイツ、フランス、ロシア、北欧、ポーランド、ルーマニア、オーストラリア）の国立演劇学校、演劇大学の育成がどうなっているか研究することから始めてほしい。さらに、3年以内という期限をきめて福岡に演劇学校と演劇大学を設置してほしい。</p> <p>② 演劇の人材育成を充実させるためには、若手の舞台芸術家（演出家、俳優、劇作家など）を海外の演劇大学や劇場に5年以上派遣し、本格的な作品の作り方を学んできてほしい。海外で5年学んだ自分の経験から、語学の勉強も含めて5年にかかる。</p> <p>③ 演劇の批評家の育成に関する意見を述べる。 現在福岡にはそこで評価されれば全国的・世界的に演劇の実演家になることが出来るような批評が存在しない。プロの批評家の育成を行い、福岡で上演すれば全国的に世界的に批評されるような土壌を作してほしい。たとえばエディンバラやアヴィニョンはその良い例である。</p>	原案通り	いただいたご意見については意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
<b>第1章 (61件)</b>					
1. 福岡市文化芸術振興計画の策定にあたって (8件)					
(1) 策定目的 (5件)					
2	1		この計画にとって「文化芸術」とはどういうものか（ジャンルなど）を定義するとよい。たとえば「ここで言う文化芸術は主に美術、音楽、映像、舞台芸術、●●等をさします」など。	原案通り	用語解説については、資料集をご参照ください。
3			「文化芸術」という言葉の定義を脚注もしくは巻末の用語集のような形式で提示してはどうか。国の文化芸術基本法の第8条から第14条までの施策の範囲として捉えるか、それ以外に福岡市独自の「文化芸術」の定義があれば提示されたい。		
4			本計画の中で「文化芸術」の意味がぶれないよう、「文化芸術」の定義を最初に示したほうが良い。 参考：「文化芸術推進基本計画（平成30年3月6日閣議決定）」2頁		

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
5	1		本計画をつくるにあたって、福岡市が文化や芸術をどう捉えているのが明確にされていないために、全体の計画の意図や射程が曖昧になっている。国の文化芸術基本法が明確にしていないことにも問題があると思われるが、自治体が計画する際には、この点を意識しないと、経済や観光、福祉などの政策の違いや共通性が見えにくくなる。（計画を立てる上では、文化と芸術について、以下のようなイメージを持つことが重要である。文化というのは、市民の生活や芸術活動を通して築かれる「土壌」のようなもので、そこから創造的な表現（芸術活動）、言い換えれば、さまざまな花や木などの「植物」が生み出される。そして、芸術活動という「植物」がやがて肥やしになって、文化という「土壌」が豊穡になっていく。文化と芸術は循環の関係にある。）	原案通り	本計画の基本的な方向性については、10頁2及び3に記載の通りです。
6			本計画は、教育・福祉・国際交流・観光・産業・まちづくり等、分野横断的に議論され策定されるべきである。本案策定にあたり、各分野の実務者・有識者・市民などで構成される検討委員会を設け、時間をかけて現状調査や議論を行うべきである。本案策定の作業を根本から仕切り直すべきである。	原案通り	策定経過については資料集をご参照ください。
(2) 福岡市文化芸術振興ビジョン (3件)					
7	1		「福岡市文化芸術振興ビジョン」で、「できたこと」「できなかったこと」は明示すべき	原案通り	「文化芸術振興ビジョン」の評価については、1頁(2)に記載の通りです。市民の芸術・文化水準に関する満足度の推移等については、資料集をご参照ください。
8			「福岡市文化芸術振興ビジョン」における10年間の実績評価、反省等について記述して欲しい。その評価・反省が、本計画にどう反映されたかが知りたい。		
9			これまでのビジョンにおいて、政策目標と環境・仕組みづくりがどの程度達成できたか、具体的に示した方が、この本計画の策定内容が説得力のあるものになると考える。		
2. 策定の背景 (41件)					
(1) 社会経済情勢の変化 (11件)					
10	2	①人口減少社会の急速な進展と少子高齢化	「文化芸術活動を支えてきた地域コミュニティ」は一般的なイメージがつきにくいので具体例を示してほしい。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「 <b>地域に伝わる伝統文化等を継承</b> してきた地域コミュニティ」
11		②グローバル化の進展とインバウンドの増大	「2012年より6年連続で過去最高を更新する中、その効果を地域に取り込んでいくため」とあるが、「効果」とは何か？また、グローバル化の進展についての記述がないように感じる。	原案通り	14頁 施策方針2に記載の通り、多様な歴史文化、文化芸術等の魅力発信や経済の活性化、活力の創出などの効果があるものと考えております。
12			外国人労働者も急速に増えていることも触れてもらいたい。	原案通り	
13			ここでの策定の背景で捉えるべき社会情勢が今後10年とするのであれば、「② グローバル化の進展とインバウンドの増大」の中には「在住外国人（あるいは外国人労働者）の増加」も含めておくべきではないか。		
14			在留外国人への視点もいれるべきではないか。		
15			近年、「グローバル化」については、あらゆる分野でその功罪が議論されている。また「インバウンド」についても、その（増大）による弊害が国内外の各地で表層化している。策定の背景として、いずれも肯定一辺倒で挙げていることは、認識不足である。何より、文化芸術振興は一義的に、福岡市民の為にあるはずで、安易に「観光」と関連付けるべきではない。よって、本項目を削除すべきである。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
16	2	④文化芸術の社会的役割の拡大	東日本大震災が例示されているが、それに加えて、地理的にも近い熊本地震における文化芸術が果たした役割（詳しくは文化芸術創造都市の長官表彰の理由を参照）について触れてはどうか。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「東日本大震災や熊本地震、度重なる豪雨災害などにおける復興の過程で」
17	時間の経過があるとは察するが、熊本地震からの復興過程での文化芸術活動（SARCK等）についても記述を入れてほしい。				
18	東日本大震災を前提とした記述であるが、九州でここ数年起きている災害にも言及すべきではないかと思いました。 例：「東日本大震災や熊本地震、度重なる豪雨災害などにおける復興の過程で、文化芸術が被災者の心の癒しや、地域コミュニティの再生に大きな役割を果たすことが、改めて認識されました。」				
19	東日本の災害だけでなく、福岡市であれば、熊本地震、福岡県豪雨災害も触れるべきでは。				
20	2	⑤国際スポーツ大会等の開催	クリエイティブ産業の盛んな福岡市であるからこそ、eスポーツも追加明記してほしい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。
(2) 福岡市の文化芸術の現状 (24件)					
21	3	全体	文化芸術振興に関わる市職員（学芸員や司書等）の人員数や雇用形態（正規・非正規）含めた労働条件や待遇についての現状を、他政令指定都市と比して説明するなどし、市民に分かりやすく提示すべきである。その上で、本計画を推進する行政側の〈担い手〉を今後どのように育ていくか、また、体制をどうしていくかの方針を示すべき。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。
22	「福岡市の文化芸術の現状」という観点から、①と②のあいだにあるはずのものが抜け落ちている。それは、現在福岡市を拠点に活動している、個々の文化関係者や作家、民間の施設にまったく触れられていないことである。 たとえば、美術家・工芸家・写真家・映像作家・音楽家・舞踏家といったアーティストあるいは批評家・研究者、そして各種ギャラリーやスタジオ、NPO以外の集団・研究所・団体等が、多くの展覧会や発表、イベントを開催しそれぞれの歴史を有し、また新たに生まれていることを見落としてはならない。 このことはおそらく「現状」を直視していないから抜け落ちているのだと思われる。もちろんこの「文化芸術振興計画」自体が、一般市民への文化的啓蒙による社会参加と都市成長の一翼を担うようそれを促そうとしているのは理解できるが、文化芸術活動のさまざまな〈主体〉が存在していることを明記せずしての現状分析はないだろう。これらは、いわゆる「クリエイティブ関連分野」ともことなる領域としてこれまでもあったはずだ。 よって、①と②のあいだには、例えば「芸術表現にかかわる活動主体への支援・助成」といった項目を設けるべきであろう。個々の文化芸術活動を福岡市は支援しています、これからもサポートします、という姿勢を明記しておいてしかるべきだ。		修正	いただいたご意見を参考に、②を下記の通り修正します。 「現在、福岡市では、市民をはじめ文化芸術団体等により、音楽、美術、演劇、舞踊など各分野において、活発な文化芸術活動が展開されています。」 「アーティストやクリエイターなどの人材を輩出する土壌がある」	
23	街の文化資源は、赤煉瓦文化館のような歴史的建築物だけでなく、博多座や美術館などの文化施設だけではない。プロオーケストラがある街は、日本でも数える程であり、この環境は、街の独自性のひとつに十分に値する。「九州交響楽団」を福岡の文化芸術の状況に加えていただき、市民が市の文化的な財産の一つとしてわが街のオーケストラ九州交響楽団を認知されるようにされたい。				

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
24	3	①福岡市内に残された豊富な歴史文化資源の活用	「文化芸術」と同じく、後の項目で何度も出て来ているので、「歴史文化」および「歴史文化資源」は定義を示した方がよい。24頁に概要的なものを掲載されているが、国、あるいは他自治体の定義を参考にし、本文における「歴史文化資源」とは何かは定義しておいた方がよい。	原案通り	用語解説については、資料集をご参照ください。
25	これでは福岡市がまるで唯一無二の「日本の玄関口」であり、代表する都市であるかのような独断的位置付けとしてアジア諸国および日本国内の他のアジアと過去および現在も交流のある諸都市に対して誤解と反発・批判を与えかねない。 あくまでも、アジア諸国に対する「開かれた長い交流の歴史を有する日本の玄関口のひとつとして」と認識し訂正すべきだと思う。		原案通り	福岡市の歴史的背景を踏まえ「日本の玄関口」としており、原案の通りとします。	
26	「また、特に文化財については、行政だけでなく～推進しています」という部分は、主語が明確でないため、主体がどこにあるかわかりづらい。下記のように改めた方がよいと考える。 →また、特に文化財については、福岡市は、国・県といった行政機関のみならず、保存会や市民団体、大学等の教育・研究機関と連携しながら、その調査研究、保存、活用を推進してきました。		原案通り	福岡市を中心とした「行政」が主体であり、原案の通りとします。	
27		②クリエイティブ関連分野の集積	福岡がクリエイティブ関連分野を強みとしている点は疑いようがないが、文化芸術の振興計画であるならば、音楽や美術、演劇といった既存の芸術ジャンルについての活動にも言及すべきではないか。 例：「福岡市には、九州交響楽団などの音楽活動や、全国のアートプロジェクトの先駆けとなった美術の活動などの芸術活動が充実しています。その中で特徴的なものとして、ゲーム、映像、ファッション、音楽、デザインをはじめとしたクリエイティブ関連産業が集積していることがあげられます。」	修正	(22と同じ)
28			「福岡市にはゲーム…」のところに、舞台芸術はいれるべき。 「クリエイター」だけでなく「アーティスト」の人材を輩出する土壌もあるし、あるべきだと思う。	原案通り	経済産業省等の定義を踏まえ記載しております。
29			「クリエイティブ関連分野」にアート、演劇も入れるべきではないか。福岡には、美術作品の作り手も、演劇の演者もかなりいる。あるいは、クリエイティブ関連文化の定義を示し、改めてアート、演劇の項も設けた方がよい。		
30		③文化芸術振興の担い手の多様化	「福岡市には、1965年結成の福岡文化連盟など文化芸術分野で活動する市民文化団体が多数あり、NPO法人は現在100団体程あります。」と修正すべき。	修正	(22と同じ)
31	4	④文化施設の整備状況と役割	15頁の「環境・仕組みづくり」の中で福岡市拠点文化施設の整備には触れているが、この4頁の「④文化施設の整備状況と役割」でも、PFI法に基づいた特定事業としたことを説明した方がよいのではないか。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 15頁 環境仕組づくり1（主な取組み） ■ 拠点文化施設 「建替え期を迎えた市民会館を継承する施設として、拠点文化施設の整備へ向けた取組みを進めています（2024年開館予定）。」 拠点文化施設の整備に関する取り組み状況等は15頁に記載の通りです。 また、拠点文化施設の整備に関する具体的な取り組み状況等につきましては、ホームページ ( <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/b_sisetu/shisei/fukuokashibunkashisetuseibijigyou.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/b_sisetu/shisei/fukuokashibunkashisetuseibijigyou.html</a> ) をご参照ください。
32			福岡市市民会館の建て替え計画である「福岡市拠点文化施設 基本計画」が2016年度に策定されているが、その後の進捗状況について触れるべきである。15頁に市民会館の建て替えについて触れられているが、具体性に欠ける。なお、この計画にも室内楽専用ホールの必要性については触れられていない。		
33			福岡市市民会館の建て替えの具体的スケジュールを記載願う。		
34			10年の計画であれば、福岡市市民会館の建て替えなど期間内に計画のある事業は整備状況として記した方がいいのではないか。		
35			練習場や公演会場としての機能も持つ市民会館にも言及して欲しい。建て替えを控えているという現状と、その完成予定時期も明記して欲しい。		

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
36	4		現状として、施設の老朽化や修繕、市民会館建替えについて触れるべき。10頁（1）の基本理念にある通り、未来に継承する姿勢を見せたい。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「今後、文化施設については、多様化、高度化するニーズや老朽化等への対応に加え」市民会館に関するご意見については31をご参照ください。
37			「地域コミュニティ」をもっと平易な表現にしてはどうか。「地域住民が集まる広場」「地域活動の拠点」など。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
38			「文化施設」とは何かを明示すべき。	原案通り	文化施設の配置状況等については、資料集をご参照ください。
39			「市域、地域レベルで市民センターや公民館など様々な…」と修正すべき。		
40			例示施設に偏りがある。文化の多様性を示すためにも、文学館や埋蔵文化財センター、公民館等、市に関連する文化施設を羅列でいいので書いた方がいいのではないかと。		
41			公共の文化施設が、町の規模に対して少ない。大規模でなくても良いのもう少し各ジャンルに特化した施設を作るか、民営を支援し、より安く利用できるようにしてほしい。	原案通り	
42			福岡市の都市規模に対して、舞台芸術を鑑賞、体験、体験、創造する場＝劇場の数が不足しており、福岡市民の鑑賞機会は極端に減っている。文化施設の現状として追記していただきたい。		
43			施設の整備・充足状況だけでなく、不足状況にも触れて欲しい。 本格的なオーケストラコンサート等の音楽専用ホールについては福岡県の施設である「アクロス福岡・シンフォニーホール」があるので福岡市が新たに同様の施設を整備する必要はない。しかし、室内楽専用ホールが「あいれふ」しかないという状況であるため、著名弦楽四重奏団などのコンサート公演が福岡市を通過してしまう(302席の「あいれふ」では採算が合わないため。また土日祝祭日は、過密状態である)。500席前後の室内楽専用ホールの必要性について記述して欲しい。		いただいたご意見については福岡市の現状として参考にしてまいります。
44			福岡市にも現代美術館があっても良いかと思う。		
(3) 国の動向 (4件)					
45	5		国の動向として「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」は触れるべき。	原案通り	関連法令等につきましては、資料集をご参照ください。
46			国の動向として文化芸術基本法と文化芸術推進基本計画が挙げられているが、平成30年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」や「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（国際文化祭典法）」についても地方公共団体に施策を講じることが求められているため、記載すべきではないか。		
47			障害者による文化芸術の推進に関する法律を加える必要があるのではないかと。		
48			自治体がまちづくりや観光などとの一体的な取り組みを推進するために、教育委員会の所管する図書館・博物館・公民館などの公立社会教育施設について、条例で自治体の首長による所管を可能とする内容を含む「第9次地方分権一括法案（2019年3月に閣議決定）」を明記すべきである。		
(4) 福岡市の方針 (2件)					
49	7	②第9次福岡市基本計画	国の文化芸術推進基本計画で言うところの、「文化芸術の本質的価値」と「社会的・経済的価値」を鑑みると、「第9次福岡市基本計画」の文化芸術振興関連施策のほとんどは「社会的・経済的価値」を求めるもので、文化芸術の本質的価値とのバランスがとれておらず「好循環」をイメージすることが難しい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
50	7		エンターテインメントはその時楽しむだけのものというイメージが強い。芸術は学び成長するという長期的な楽しさを与えてくれるものです。サステナビリティが求められている現状もふまえ、脱エンターテインメントをお願いしたい。「クリエイティブ関連産業」としては演劇、文学も追加して欲しい。	原案通り	(28と同じ)
3. 福岡市の文化芸術政策の課題 (12件)					
(1) 市民生活の質の向上に向けた課題 (2件)					
51	8	全体	「市民生活の質をの向上…」と修正すべき。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「①市民生活の質の向上に向けた課題」
52		③地域の歴史文化資源を活かしたコミュニティの活性化	「協働」ではなく「共働」と記載しているのはなぜか。	原案通り	用語解説については、資料集をご参照ください。
(2) 都市の成長に向けた課題 (4件)					
53	8	①文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出	クリエイティブ関連分野から、および協同しての新たな動きには期待する。	その他	本計画に基づき、施策の推進に努めてまいります。
54		②歴史文化資源の磨き上げによる魅力向上	「歴史文化資源の磨き上げ」とはどのようなことを指すのか、14頁と矛盾しないように、ここでもある程度具体的に示した方が良い。例えば、調査研究を通して明らかになった歴史文化資源の価値を福岡市の施設やNPO民間企業が普及・発信・活用することで保存し、また知名度をあげる、など。	原案通り	14頁「施策方針2①」に記載の通り、復元、保存、関連イベントの実施等を通じて歴史文化資源の磨き上げを進めてまいります。
55			まだ、発掘されていない文化資源が多くあると思うので、期待している。	その他	本計画に基づき、施策の推進に努めてまいります。
56		③文化芸術や歴史文化を活かした観光・集客の促進	「創出することが」と修正すべき。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「これらを体験する機会を創出することが必要です。」
(3) 文化芸術を担い支える環境・仕組みの課題 (6件)					
57	8	全体	下記の2項目を追加してほしい。 ③文化芸術を活性化させるアーティストなどのプロフェッショナルや歴史文化の保存と活用を担う専門家の育成が必要 ④各施設や団体、個人のプロフェッショナルを結びつけるコーディネーターの育成が必要	原案通り	13頁 施策方針2に記載の通り、文化芸術団体や支援団体等の活動支援を促進してまいります。
58			全項目「必要です。」で結ばれたのは何故か。	原案通り	文化芸術政策として、対応すべき課題を明確にするために、記載の通りとしております。
59		②多様な主体の適正な役割分担と連携による施策の推進	「高いスキルを持った多様な主体」とあるが、それらを確保・維持し続けるためには、相応のギャランティを予算に組み込んでほしい。市の事業に関わる部分を、手弁当やボランティアで設定すれば、スキルや質が低下するおそれがある。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
60			「高いスキルを持った多様な主体との適正な役割分担と持続的な連携により、一体的に文化芸術施策を推進することが必要」に強く賛同する。とくに「持続的な連携」と「一体的に(中略)推進すること」は極めて重要な考え方であり、実効力のある事業を期待する。	その他	本計画に基づき、施策の推進に努めてまいります。
61			NPOや民間企業との連携と、文化芸術の担い手である人財の育成・支援についても言及があったも良いのではないかと 思うまた文化事業のコーディネーターや技術者の育成も記載願いたい。	修正	(57と同じ)

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
62	8		この項目の文案では「適正な役割分担と持続的な連携」が掲げられているが、その前提として、担い手となる人材が必要である。 3頁「2. 策定の背景(2) 福岡市の文化芸術の現状③文化芸術振興の担い手の多様化」ではNPO法人や企業が多く存在するように記載されているが、現実には行政と役割分担ができるほどの力量を持つ団体・企業は数えるほどしかない。特にNPOに関しては、創り手には若い団体も多くあるが、施設運営や中間支援を担える団体は代表者がいずれも50代後半以上となっており、10年後を考えると心もとない状況である。創り手だけでなく、アートマネジメント人材を育成する取り組みは、いくつかの大学が文化庁の補助金を受けて手探りながら実施しているところである。こうした動向にも行政が目配りをし、「人材育成」に対する責務を計画にも盛り込むべきであると考え。 (13頁 施策方針(2) ②にも関連)	修正	(57と同じ)
第2章(137件)					
1. 福岡市文化芸術振興計画の位置づけ(4件)					
63	9	全体(2件)	ここで「計画の位置づけ」と「計画の期間」が明示されているが、「計画の推進体制」についても言及されたい。その際、国の文化芸術基本法の第2条9項に「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。」とあることを認識すべきだと考えるため、「各関連分野との連携を図りながら文化芸術振興を推進していきます。」という冒頭段落では「各関連分野との連携を図り、市民の意見を反映しながら文化芸術振興を推進していきます。」と挿入されたい。	原案通り	「市民や社会の要請に対応し」としており、ご意見の趣旨を含んでいることから、原案の通りとします。
64			計画策定方法についての記述がない。前計画である「福岡市文化芸術振興ビジョン」の実績評価審議会や、今回の本計画策定に関しては、委員会は開催されたのか、市民アンケート調査を実施したのか。もし、委員会等が設置されていないのなら市民の意見はどのようにして収集し、計画に反映したのか。そういう手順を踏んでいずにこの計画案が策定されたとしたら大変問題である。	原案通り	(6と同じ)
(1) 計画の位置づけ(1件)					
65	9		図示されている(国)の「文化芸術基本法」と「文化財保護法」を包括する網掛けから「文化芸術推進基本計画」に線がつけられているが、「文化財保護法」と「文化芸術推進基本計画」は位置づけが別ではないか。また、前述したように「障害者文化芸術活動推進法」や「国際文化祭典法」も、本計画に関わる国の法として明記してはどうか。	修正	いただいたご意見を参考に、9頁の通り修正します。
(2) 計画期間(1件)					
66	9		①市内・外にわたる多様な主体間での取り組みを想定している以上、10年サイクルでは遅きに失すると思う。 ②時勢の変化が大きい故に、PDCAを有効に回すために、策定時点で想定する評価のあり方(いつ・だれが・どのような指標で・どのタイミングで・公開手法等)も計画段階で明文化するべきである。	原案通り	本計画では、中間年で評価を行うこととしております。いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。
2. 文化芸術推進にあたっての基本的な考え方(8件)					
(1) 基本理念(1件)					
67	10		ダイバーシティと「未来」という持続可能性を感じさせるもので、非常に良いと思う。	その他	本計画に基づき、施策の推進に努めてまいります。

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
(2) 基本目標 (7件)					
68	10		基本目標に「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」とあります。元気が「人々」にかかるとすれば、「多彩な人々」のはずが限定されてしまうので、「多彩な人々が集う元気な街」のほうが、目標のイメージに近いのではないかと。	原案通り	「元気で」は「人々」ではなく「街」を形容しており、原案の通りとします。
69			「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」とあるが、「元気で、多彩な人々」という言葉がいかどうか吟味されたい。「元気で」という言葉が「人々」を形容するのであれば、「元気でない人々が集うことは目指さない」という考え方にも読める。本計画全体で「多彩」という言葉は文化事業や都市の魅力に対する形容詞として使われており、「人々」を形容する用法はここでの基本目標と政策目標だけである。「文化芸術によって多様な人々が集い、元気で多彩な街を目指して」であれば理解はできる。		
70			「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」というスローガンのいいたいことはわかるし、よいことだと思う。ただ、現在の表現だともともと元気な人しか集めたくないように聞こえる。「文化芸術文化芸術による、元気な街を目指して」など表現を見直して欲しい。		
71			基本理念で「すべての人々にー」とうたっているのに、目標は「元気で、多彩な人々」とあるのは矛盾があり、社会的弱者、彩のない人が集うことさえ排除していると感じる。「文化芸術による、多様な人々が集う、元気で多彩な街を目指して」であれば、まだ理解はできる。		
72			「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」だと「元気な人しか集まれないのか」という誤解をうむので、下記の順にした方がよい。 →「文化芸術による、多彩な人々が集う、元気な街を目指して」		
73			「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」とある。元気が「人々」にかかるとすれば、「多彩な人々」のはずが限定されるので、「多彩な人々が集う元気な街」のほうが、目標のイメージに近いのではないかと。		
74			基本目標「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」は前時代的な発想の標語だと感じる。〈元気で〉なくとも〈多彩〉でなくとも、〈多様な〉人々が集う街を目指すべきではないか。基本目標を「多様な人々が集う街を目指す」と変更すべきである。		
3. 施策の体系 (26件)					
(1) 政策目標 (7件)					
75	10		「質の高い生活」の循環が経済活動にしか触れられておらず、政策目標の文化芸術と関連していない若しくは乖離しているように読めるが、経済的に豊かになることが文化芸術を楽しむことの前提という意味なのか？	原案通り	「心豊かな文化芸術を楽しむまちづくり」を通じて市民の生活の質を高め、人と経済活動と呼び込んでまいります。
76			「質の高い生活」は「経済活動」と直結するのは疑問が残る。それは具体的な経済効果の例示がないから。経済的に厳しい人から見るとこの部分は、一部の金持ちの方向けの目標にみえてしまう。		
77			「質の高い生活が人と経済活動と呼び込み」「都市の活力が生活の質を高める」という循環が描かれているが、「質の高い生活」とはどのような生活を指すのか。インバウンドや経済活動に直接的に結びつくものが想像され、「生活の質」(教育・医療・福祉などと結びつき、すべての市民の幸福な暮らしを想像させる響きがある)と同じ様でいて実は異なるものではないかと思う。むしろ「文化芸術が都市に人と経済活動と呼び込み」と書いた方がスッキリすると思う。		

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
78	10		「『質の高い生活が人と経済活動呼び込み』、『都市の活力が生活の質を高める』といった好循環を創り出す」という記述があるが、これでは「質の高い生活（あるいは生活の質の高さ）」を推進する経済活動のサイクルからこぼれ落ちてしまう人々を、文化芸術政策が排除する方向に読めるため、改めるべき。「『心豊かな生活が創造性と寛容性を育み』、『都市の活力が人々の創造性と寛容性を高める』といった好循環を作り出す」に修正されたい。		(75と同じ)
79			「質の高い生活が人と経済活動呼び込む」という表現がわかりにくく感じる。文化芸術を楽しむことが市民の活力になり経済を活性化する、観光客を呼び込むなど、相関関係をわかりやすく示して欲しい。		
80			「質の高い生活が人と経済活動呼び込む」「都市の活力が生活の質を高める」といった好循環と創り出す文化芸術政策とある。これでは経済活動のサイクルからこぼれる人を文化政策から排除しており、すべての人々にとっての文化芸術という基本理念とも異なる。「質の高い生活」とはどういうものなのか、わからない。ここの一文、図ともに改めてほしい。		
81			〈質の高い生活〉と〈生活の質〉という文言があるが、「質」は市民個人が自身の基準で多様に捉えるものである。行政が政策目標の中で持ち出す事柄ではないと考える。また、文章と図解からは「経済活動呼び込むこと」のみが文化芸術推進の目的のようにもとれる。齟齬を回避する為にも、不十分な解説と図解は削除すべきだ。		
(2) 施策方針 (8件)					
82	11	① 政策目標1「心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり」の3つの施策方針	①政策目標1「心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり」3つの施策方針には、文化芸術のプロフェッショナルによる活動が含まれていません。市民による趣味の活動(①)と中間支援NPO(②)に関する記載しかないのは、福岡市にはプロのアーティストがいない、という認識なのか。プロの創り手に関する育成、支援等の施策を盛り込むべきであると考えます。 (13頁 施策方針(2)①②にも関連)	原案通り	(57と同じ)
83			「すべての人々」とあるので、この中に「プロフェッショナル・専門家が活躍できる場を作る」など、プロ・専門家の項目も入れるべき。		
84			まちづくり、インバウンドのための「文化芸術振興」が前面に押し出されている印象です。まずは市民が質の高い文化芸術に触れられるよう、既存の施設に教育普及専門学芸員の配置を希望する。イギリスではミュージアムと市民とをつなぐ教育普及担当が最も重要とされており、その活動内容によって国家予算の振り分けが決まる。それほど重要な位置づけである。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
85			「重点施策4『福岡スタイル』の創造による都市ブランドの形成」とあり、26・27頁に主な取組みや具体的な事業例が記載されているが、「●●スタイル」という言葉は地名の入れ替えが容易に可能であって「独自性」を伝えるものではなく、福岡の文化や歴史の厚みに対して軽薄な印象を与えているように感じる。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
86			「市民文化団体、NPOなど多様な」と修正すべき。	原案通り	「NPOなど」としており、ご意見の趣旨を含むことから原案の通りとします。
87		③ 環境・仕組みづくり	何が「適正」なのか曖昧なので、なくていいのではないかと。(これ以降の「適正」も同じ。)	原案通り	各種文化施設や文化芸術の振興を担う各主体の役割については、15頁及び16頁に記載の通りです。

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
88	11		「各種文化施設、多様な団体、個人を結びつけるコーディネーターの育成」を追加してほしい。コーディネーターが「連携」させることによって思いもしない新たな価値や活動が生まれるので、このことは追加を強く希望する。	原案通り	(57と同じ)
89			「多様な主体」がわかりづらい。16頁をみると「多様な人材・団体」ではないか。またそうした人材や団体を育成する視点を加えたい。	原案通り	16頁 環境仕組づくり2①に記載の文化芸術の振興を担う各主体を総じて「主体」としており、原案の通りとします。
(3) 5つの重点施策 (3件)					
90	11		政策目標、環境・仕組みづくりはよいと思う。政策目標1(2)市民の文化活動の振興や、重点施策1、2をおこなうために文化施設と文化施設の事業への投資、育成をおこなうためのファシリテーターやアーティスト等人材の育成も重点施策に入れるべきではないか。	原案通り	(57と同じ)
91			重点施策2について「共生社会」を「持続可能な共生社会」とした方がよい。この施策は重点施策1と対になるものだと思うので、子供達が大人になった時のことも見据えていることを示すために「持続可能な」を入れた方がよいと感じる。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。
92			「次のステージ」が具体性に欠ける。今のステージがどうで、次が何なのか示してほしい。	原案通り	より一層「文化芸術による、元気で、多様な人々が集う街を目指して」施策の推進に努めてまいります。
(4) 成果指標 (8件)					
93	11		指標に「経済活動」を入れるべき。また市の10年間の文化芸術に対する予算割合をどのくらいに据えるのかは、明確な姿勢を示すことにもつながる。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。
94			成果指標に、政策目標にある「経済活動」の指標を加えたら良いのではないか。殊に、文化芸術の経済効果への活用については主体(芸術家・芸術団体、行政、一般市民など)間での相互理解が進んでいないように思われるので、各主体が理解しやすく心情的にも受け入れやすい指標設定が必要に思う。		
95			3頁の「③文化芸術振興の担い手の多様化」において「文化芸術分野で活動するNPO法人は、現在、福岡市に100団体ほどあります。」とあるため、この文化芸術分野で活動するNPO法人の数(もしくは従事者の数)を評価指標として、例えば現状の1.5倍を目標値としてはどうか。		
96			文化芸術の作り手として事業に従事したり、雇用されたりしている人の人数と目標値も示して欲しいです。		
97			成果指標は統計的な数だけではなく、「市民が文化芸術に触れて幸せを感じる」や「観光客や在留外国人が文化芸術を感じているか」などアンケート等による成果目標があった方がよいのではないか。		
98			指標項目を「文化芸術を鑑賞する市民の割合」、「文化芸術活動を行う市民の割合」限らない別の指標を設定できないか? 文化芸術に関わる、または文化芸術に関わろうとするまでには様々な段階がある。この計画の中で掲げられている目標や環境・仕組みづくりの進捗状況が分析できないのではないかと考えたことから、提案したい。(参考評価例→都市住人のアクティビティに主眼を置き、身体性や関係性という感覚を示す動詞で評価▼Sensuous City[官能都市]—身体で経験する都市;センシュアス・シティ・ランキング <a href="http://bit.ly/sensuouscity">http://bit.ly/sensuouscity</a> )		

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
99	11		成果目標だけでなく、評価・検証できる仕組みを施策として盛り込んでいただきたい。過去10年文化振興ビジョンで、何が実現でき、なには課題として残ったため、今回このような文化芸術振興計画としたのか。5年後、10年後、今回の計画によってどうだったのかを市民としては知りたい。	原案通り	(93と同じ)
100			「①文化芸術を鑑賞する市民の割合」の目標値が75%以上、「②文化芸術活動を行う市民の割合」は25%以上とあるが、国の文化芸術推進基本計画では「2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。」とあり、福岡市では国の目指す割合よりも低いことになるが、少なくとも同水準の目標を持ちたい。	原案通り	成果指標の目標値につきましては、「第9次福岡市基本計画」を参考に設定しています。
4. 施策の展開の方向性 (99件)					
(1) 政策目標1 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり (17件)					
101	12	施策方針1 すべての人々を対象とした文化芸術の振興	② 子どもたちを育成する人を具体的に示して欲しいです。育成の主たる担い手がわかりにくいいため、アーティストやファシリテーターなど、文化芸術と子どもたちをつなぐ職業を明記して欲しいです。	原案通り	「関連団体等」としており、ご意見の趣旨を含むことから、原案の通りとします。
102			子どもたちを育成する人材、の育成することに触れてほしい。	原案通り	(57と同じ)
103			文化芸術活性化による雇用の創出についても方針を明示されたい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。
104			③ ③文化芸術による社会参加の促進について、高齢者と障がいだけでなく、経済的困難にある人、所得が低い世帯についても言及されたい。経済格差の問題は短期間で是正されるものではないと考える。海外では社会的弱者の観覧・鑑賞料金がおかれている状況にあわせて、細かく設定されていると聞いたことがある。各文化事業主催者がそのような方向性を持つよう行政には指針を示してもらいたい。	原案通り	「誰もが社会参加できる」としており、ご意見の趣旨を含むことから、原案の通りとします。
105			文化芸術による社会参加の促進について、障がいのある人、高齢者が芸術に触れる機会の創出に取り組むのと同様に、社会で生きづらさを抱える低所得者、経済的に困難な人に対しての芸術に触れる機会の創出することを追加してほしい。		
106			障害のある人と高齢者についてのみ特化した言及があるが、多様な生きづらさを抱えた人々についての言及を望みたい。 例 (1文目) : 文化芸術を通じて、年齢、障害、性別や性的指向などを問わず、誰もが社会参加できる機会を広げていくことで、多様な価値観を認め合える環境の形成、共生社会の実現を図っていきます。		
107			働き盛りや家事を担う30-50代にも言及して欲しい。高齢者や障がいをもつ人ばかりが言及されていて、そうでない大多数の人が当事者性を感じることができない。高齢になり勤めを終える前までに、文化芸術の魅力にふれていこうが、文化芸術を通じて社会参加をしようという気持ちが起きやすいと思う。今、社会参加しづらいひとだけでなく、未来の高齢者たちも見据えて、今の表現でこぼれている人の存在をなるべく拾って言及する必要があるのではないか。		
108			今後、外国人労働者も増えることを鑑み、「在留外国人」の項も作った方がよい。		
109	13	施策方針2 市民の文化芸術活動の振興	全体 計画全体に感じることもであるが、福岡市を拠点に全国、世界で活躍する活動者や芸術家の存在が見えない。市民に含まれているのか？文化芸術の振興にアーティストなくしてありえない。③芸術家・専門家の支援とあってもいいのではないか。	原案通り	(57と同じ)

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
110	13		① 従来の芸術家振興の政策がここに位置付けられるのだと思うが、この文章だとアマチュア芸術家に特化した言い方になっているのが気にかかる。実際に福岡市文化芸術振興財団が若手芸術家に向けた施策を打っており、それらは継続的に実施するビジョンをお持ちだと思うので、そのような言及があってもいいのではないか。 例：音楽、美術、舞踊など様々な分野で市民や文化芸術団体等の活動が行われていますが、市民等による自律的な活動が、より一層活発なものとなるために、福岡市民芸術祭をはじめとする、場や機会の提供などの活動支援を促進していくとともに、若手芸術家の活躍の場をひらく取り組みをあわせて促進していきます。	原案通り	(57と同じ)
111	「音楽、美術、舞踊」だけでなく「演劇」も入れて欲しい。		修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「音楽、美術、 <u>演劇</u> 、舞踊など」	
112	今回の案で頻出する「自律的」という表現は、「自立」とどう異なるのかは入れて欲しい。		原案通り	自ら考え、行動するという意味を含む「自律」を使用しております。	
113			② ここに明記されていることは市民活動や、ボランティアのみに限定されているように感じる。育成や鑑賞機会の提供として重要な役割を担うであろう、主として文化芸術活動している人たちが経済的に自立して活動していけるようにアーティストの支援も含めて検討して欲しい。	原案通り	(57と同じ)
114			「文化芸術を活かし、教育、福祉、地域コミュニティ活性化、観光など社会の課題解決に向けた取り組みを行うNPO 法人等も増加しています。」とあるが、この内容は、「施策方針（2）市民の文化芸術活動の振興」とは異なる方向性と考えられる。むしろ16 頁「環境・仕組みづくり 2 文化芸術を担う多様な主体の適正な役割分担と連携」の中で言及すべきではないか。	原案通り	「文化芸術を活かし、教育、福祉、地域コミュニティ活性化、観光など社会の課題解決に向けた取り組み」も、文化芸術活動と捉えていることから、原案の通りとします。
115		施策方針3 地域の歴史文化等の保存・継承	少子高齢化が進む中で、緊喫の課題だと思う。施策方針に賛同する。	その他	本計画に基づき、施策の推進に努めてまいります。
116	「地域における継承に向けた取り組み」は、『人材の育成』『アーカイブ化』など具体的に触れ、「促進」する具体的な方法（助成金設立、市博や市美で紹介する際の入場料無料化など）示してほしい。		原案通り	25頁 重点施策3に記載の「具体的な事業例」をご参照ください。	
117	九州にある福岡である以上は、熊本地震、北部集中豪雨、福岡西方沖地震（復興太鼓による地域再生の好例）を優先すべきでは、具体的に再生を促進した活動例がないためイメージしにくい。		修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「東日本大震災や熊本地震、 <u>度重なる豪雨災害</u> などからの過程で」	
(2) 政策目標2 文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり (12件)					
118	14	施策方針1 文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出	全体 「② クリエイティブ関連分野の集積等を活かした新たな価値の創出」の中で「様々なアーティストやクリエイターなどの交流及びコラボレーションが生まれやすい環境にあります」とあるが、潜在的な可能性は感じるものの、現状ではそうした環境が顕在化していないため、実効性のある環境整備を期待する。	その他	本計画に基づき、具体的な事業の推進に努めてまいります。
119	① 「アジアから」ではなく、「アジアとのネットワークから生まれた価値を世界に向けて発信する創造型交流の推進」ではないか。		原案通り	いただいたご意見と同じ趣旨であることから、原案の通りとします。	
120	「アジアから」を「福岡から」に修正すべき。福岡がアジアの中心都市のような印象を与える。そもそも福岡は他のアジアの都市と比較して、文化芸術にかける予算も格段に少なく、マーケットも小さく、文化芸術振興に注力しているとは言い難い。釜山の例) 釜山文化財団のホームページを参照されたい。		原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしております。	

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
121	14		アジアにおける福岡の文化芸術振興がどれくらいのレベルにあるのかは、各国の状況をリサーチしている福岡アジア美術館が知っていると思う。福岡アジア美術館の世界的な評価の高さは、これまでの活動（福岡アジア美術トリエンナーレおよびリサーチ、専門性の高い展覧会）によるものである。それを充実させて、発展させていくことなしに、アジアでの存在感の発揮は難しいのではと考える。	その他	本計画に基づき、具体的な事業の推進に努めてまいります。
122			釜山広域市、ポルドー市など姉妹都市「Fukuoka8」との交流に触れて欲しい。	原案通り	「今後も多様な主体の国境を越えた交流と創造活動を促進していきます」としており、ご意見の趣旨を含むことから、原案の通りとします。
123			姉妹都市（US オークランド市・広州市・ポルドー市・NZ オークランド市・イポー市・釜山広域市・アトランタ市・ヤンゴン市）とのこれまでの文化芸術に関わる交流の総括、また、今後の方針についても言及すべきである。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
124			「文化芸術関係者同士の交流も日常的で密接なもの」という部分は疑問が残る。ここも具体例がほしい。	原案通り	交流美術展や演劇公演の共同制作、ダンス公演などを通じた交流が継続的に行われております。
125			② 「福岡らしい」という文言があるが、曖昧な表現で分かりづらい。本文言を削除すべき。	原案通り	26頁 重点施策4に記載の「福岡スタイル」が、福岡らしさの具体的なひとつのあり方と考えています。
126			「ゲーム、ファッション、音楽、デザイン」に「映像」「映画」「文芸」などが無い。10頁の考えに基づくならば、いかにこれらが経済効果や雇用を生んで好循環を生むかは触れるべきではないか。	原案通り	<28と同じ>
127			「② クリエイティブ関連分野の集積等を活かした新たな価値創造」の内容に客観性が乏しい。記述内容の客観性を担保する外部による調査結果や参照元があるのなら明記すべき。無いのであれば、本項目は削除すべき。	原案通り	クリエイティブ関連分野の集積に関するデータについては資料編をご参照ください。
128			新たな価値創出ということで、文化芸術を通じたジャンルを横断した交流という視点も欲しい。たとえば企業と医療・福祉系NPO、教育とクリエイティブ産業など。	原案通り	いただいたご意見については、具体的な事業を推進するうえで参考にしてまいります。
129	14	施策方針2 歴史文化等を活かした観光・集客の促進	② ②を担うコーディネーター（または担い手）の育成という視点を加えて欲しい。	原案通り	<57と同じ>
(3) 環境・仕組みづくり (57件)					
130	15	環境・仕組みづくり1 文化芸術を支える各種文化施設の適正な役割分担と連携	冒頭の段落で「福岡市には、官民の各主体により、各種文化施設が設置され、機能的・量的に一定程度充実している状況にあります」とあるが、ハード（施設面）ではなくソフト（事業面）で「機能的・量的」を考えると貧弱だと考える。11頁に掲げられている10年後の成果指標（文化芸術を鑑賞する市民の割合75%以上、文化芸術活動を行う市民の割合25%以上）を考えれば、「各種文化施設が設置され、施設面では機能的・量的に一定程度充実しているものの、事業面では一層の充実が求められる状況にあります」と修正されたい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
131			二段落目で「多様化・高度化する市民ニーズへの対応とともに、バリアフリー化など必要な機能の確保・拡充へ向け、改修や更新などの措置を計画的に講じていきます。」とあるが、「施設の老朽化」についても言及されたい。その上で、「改修工事期間中の利用に支障が生じないための施設間の連携や協力」についても言及されたい。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「多様化・高度化する市民ニーズや老朽化等への対応とともに」

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
132	15		施設老朽化や拠点施設建替えという現状をここ10年間は抱えることになる。そのため、ハード部分においても「持続可能な取り組み」はあらためて明記するべきではないか。	修正	〈131と同じ〉
133	「市民ニーズ」に加えてインバウンド、在住外国人、外国人労働者等の存在は現状として明記すべき。				
134	劇場の多言語（英語、韓国語、中国語など）		原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。	
135	施設利用者（展示者・公演実施者等）の「バリアフリー化」という視点も入れて欲しい。		原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。	
136	”多様化、高度化する市民ニーズへの対応とともに、バリアフリー化”のバリアフリー化の中に、情報保障の観点を入れてほしいです。（多言語のアナウンス、聴覚障害の人向けのガイド、視覚障害の人向けの対策、車椅子の利用者にも見やすい展示など）				
137	福岡市の役割は何であるのか、わかりにくい。福岡市の役割として一つ項目を作った方が良いのではないか。		原案通り	福岡市の役割については、16頁①に記載の通りです。	
138	国内外で、地域の文化芸術振興における図書館の役割や在り方が見直されている。福岡市総合図書館ならびに分館、映像ホール・シネラについての言及が一切ないことは看過できない。別の事業計画を策定しているのであれば、せめて、その主旨だけでも記載すべきである。		原案通り	福岡市総合図書館は本市の生涯学習の中核施設として位置付けられており、同施設の具体的な施策・事業につきましては、ホームページ（ <a href="http://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/abouts/vision">http://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/abouts/vision</a> ）をご参照ください。	
139	① 「専門性をいかした魅力の向上に」と修正すべき。		原案通り	専門性も含めて「テーマ性のある文化施設」と定義しています。	
140	② 「管理運営等」に加えて、「雇用の創出」「人材育成」は明記してほしい。		原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。	
141	博多座は、自主制作公演を行い、東京での上演など、精力的な取り組みが続いていると感じる。多様な作品を上演することで新規のお客も観劇しやすくなってきたのではないか。全国的にも評判の良い劇場なので、敷居は低く、格調は高くと相反する要素をうまくブランディングして欲しい。		その他	本計画に基づき、施策の推進に努めてまいります。	
142	美術館・博物館の機能を考えると、「美術・歴史の収集・保存・展示等を通して」を「美術・歴史資料の収集・保存・展示および資料をはじめとした美術・歴史の調査研究・教育普及活動を通じて」とするべきである。		修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「美術・歴史資料の収集・保存・展示等を通して」	
143	福岡市の文化芸術施設の「現状」と「今後の方針」の記載があるとよりわかりやすいです。（参考文献・京都文化芸術都市創生計画第二期 30頁）		修正	〈31と同じ〉	
144	拠点文化施設の具体的な記述がない。●●年●●月に開場予定や例えば「福岡スタイル」創造拠点にするなど。				
145	市民会館の建替え完了時期を明記して欲しい。新しい市民会館がいつ完成予定かによって、今後10年で期待される他施設の取り組みも変わってくると思う。				

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
146	15		「■拠点文化施設」について「文化芸術の鑑賞機会や市民の文化活動を支える場等として、他の文化施設のモデルとなるようハード・ソフト両面で充実を図る」とあり、強く賛同する。ここでの「他の文化施設のモデル」が、福岡市内の文化施設のみならず、国内の政令市レベルの他都市の文化施設のモデルでもあることを期待する。	その他	本計画に基づき、施策の推進に努めてまいります。
147			ハードとソフト両面で充実を図ろうとすると、中途半端になりがちであると思う。市民会館の役割も時代とともに変化してゆく。施設は多目的になりすぎると運営方針の中でバランスをとればとろうとするほど、中途半端な状況になりがち。ハード重視(想定する使用者目線で)か、ソフト重視(安全確保可能な範囲ならば施設のスタッフフォローである程度の自由な環境とするか)、周辺環境との調和か、1つの柱の周りの枝葉のような取り組みになるとよいのではないか。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
148			「文化芸術の鑑賞機会や市民の文化活動を支える」という表現では、プロのアーティストか趣味で文化活動をおこなうアマチュア存在に2つしか含まれていません。アマチュアとして活動しているがプロを目指している人がステップアップをしていく、アーティストの育成環境を整えるという点にも言及をして欲しいです。	原案通り	「文化芸術の鑑賞機会や市民の文化活動を支える場等」としており、プロやアマチュアを区別する趣旨はないことから、原案の通りとします。
149		音楽・演劇練習施設	施設数、利用率等から現状で充足しているのかどうか、将来的に不足すると見込んでいるのかという判断がなされていない。「…という状況から今後、不足することが見込まれる」、そのため「既存施設や遊休施設の有効活用…検討を進めていきます」というような記述が望まれる。	原案通り	音楽・演劇練習施設の充実については、様々な公共施設をあわせて総合的に検討してまいります。
150			「既存施設や遊休施設の有効活用などによる充実について検討を進めていきます。」とあり、強く賛同する。具体的な施策・事業の展開を期待する。	その他	本計画に基づき、施策の推進に努めてまいります。
151		博多座	博多座は主な出資企業が中央の演劇資本である。またチケットも1枚1万円以上の席が多く、作品もスターが出演する集客を目的とした商業演劇である。商業演劇はチケット完売を目指し、チケット収入のみで劇場の管理・運営を行っているのが健全な運営形態である。福岡市は指定管理運営者料として博多座に毎年3億7400万円も支払っているが、商業演劇の劇場に対して福岡市が指定管理運営者料を支払うのは健全な商業演劇の劇場のための運営にならないので反対である。また博多座に3億7400万円の指定管理運営者料を福岡市が未来永劫支払うことは不可能と思うので、福岡市が財政破綻するまえに博多座の建物を株式会社博多座に売却して博多座を民営化してほしい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にして参ります。
152	16	環境・仕組みづくり2 文化芸術を担う多様な主体の適正な役割分担と連携	① (再掲) 13 頁に「② NPO など多様な文化芸術活動主体の支援」の中で「文化芸術を活かし、教育、福祉、地域コミュニティ活性化、観光など社会の課題解決に向けた取組を行うNPO 法人等も増加しています。」とあるが、この内容を、「■NPO 等」として文化芸術団体等のあとに挿入してはどうか。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「■ 文化芸術団体・支援団体等」
153			「文化芸術団体等」は「アーティスト・文化芸術団体等」とし、個人で活動するアーティストの存在を位置付けるべきであると考え。また、「支援団体等」は、「創り手」とはまた別な主体である「支え手」として、別な項目を立てるべきではないか。 ちなみに「支え手」としてはNPO、企業等が考えられるので、「行政」の前に「NPO」を入れることが適切であると思う。 また、なんらかの形で、その企業、NPO等が運営を担う文化施設の役割にも触れるべきであると考え。		

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
154	16		この「文化芸術団体等」には実演者、育成事業を担うファシリテーター、文化芸術の支援団体が一緒に記載されている。実演者と支援団体は担う役割が全く異なるので、分けて記載をして欲しい。	修正	(152と同じ)
155			福岡を拠点にプロフェッショナルとして文化芸術を創造していく団体への視点が薄い気がする。この項目だけではない。全体的に市民は享受するかアマチュアとしての関わり、福岡の市外からの芸術のプロフェッショナルがやってくるかのような想定で読めてしまう。コンテンツ産業として経済効果があるものばかりを推進することにならないか？20年30年先の福岡を見据え、この街でプロフェッショナルが育っていく環境を整えるような方向であることを願う（人材が流出するばかりでは…）	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
156			「総合的かつ計画的」に進行すると時代の流れとちぐはぐになることも懸念されるため「柔軟に」「柔軟性を持つ」など余白は欲しいところ。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
157			「 <b>■</b> 行政」で言及されている内容に強く賛同する。加えて、本計画の推進にあたって市民の意見を反映することも求めたい。そこで、「また、市内において多彩な文化芸術活動が行われるよう、市民の意見を反映しながら各主体の連携の促進や支援に取り組んでいきます。」と挿入された。		
158			「福岡市」も行政なので、ここでいう「行政」が何であるか具体的に示した方が誤解がない。	原案通り	福岡市も含む行政全般を「 <b>■</b> 行政」としています。
159			文中にある「多彩な文化芸術活動」を「多様な文化芸術活動」と改めるべき。	原案通り	ここでは、種類が多く、変化に富み、にぎやかなという意味のある「多彩」という文言を使用しております。
160			「専門性」という記述には疑問を感じる。大半は任期ある嘱託職員であり、専門性のない市派遣職員が課長係長を担っているのが現状。その現状とあとに続くアーツカウンシル機能の取組事例を出しているところを踏まえ、市民の文化活動を「支える」部分を明示されたい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
161			「市の文化芸術施策を推進していくため、専門性やネットワークを活かし」と書かれているが、実際には、職員の雇用年限が短く、専門性の高い人材が活躍する仕組みになっていない。文化行政がうまく行われている自治体の多くでは、長期的な視点で育成された職員数々がリーダー的な役割を担い、文化行政を牽引している。福岡市でも、雇用制度を見直し、専門性の高い正規職員の育成、専門性の高い嘱託職員の長期的な雇用を検討・実施すべきである。本計画においても、前半部分は「市の文化芸術施策を推進していくため、専門性やネットワークを活かせるような雇用制度を検討・実施し」という文言にしていきたい。		
162			この計画では「文化芸術振興のための具体的な事業を実施していきます。」とあるが、財団は、市の事業下請けではなく、（17頁に少し書かれているように）アーツカウンシル的な役割（文化事業予算の専門的見地からの配分、文化事業のコンサルティング、将来性のある文化事業の開拓と育成など）を持つべきである。市とは別の役割と機能を持った、中間支援組織としての独立性を担保する書き方にすべきではないだろうか。例えば、後半部分は「アーツカウンシル機能の充実をはかりながら、多様な担い手との役割分担や連携を行い、文化芸術振興のシンクタンクの機能を充実させていきます」としてはどうだろうか。		
163			（公財）福岡市文化芸術振興財団について、現行、文化芸術振興のための具体的な事業を実施となっているが、福岡の文化事業の将来を見据え、事業を実施する団体を育成する独立した専門機関としていく構想を盛り込むことを願う。		

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
164	16		FFAC ステップアップ助成プログラムは創造活動部門、人材育成・環境整備部門の助成金額が1年間で50万円以下となっているが、この額では少なすぎる。たとえば財団の福岡市で活動する演劇の個人や団体に関する助成金は年間500万円以上に上げてほしい。演劇を1年間1本3日間4公演を制作するためには主催者は1年間、毎日無給で12時間働くような労働時間が実用である。演劇制作の経費だけでなく主催者、出演者、スタッフの生活が成り立ちプロになれるような年間助成を財団は行うべきである。福岡のプロの劇団の芸術性の高さによって福岡市の海外からのインバウンドが高まったときにはじめて財団の助成の公的意味が出るはずである。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
165			「■文化施設」を追記すべき。環境・仕組みづくりにおいても文化芸術を“支える”文化施設の役割が語られているが、文化施設は文化芸術を“担う”主体であり、文化施設という“場”として担う役割は大きい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
166			福岡市文化振興課及び福岡市文化芸術振興財団は現在まで人材の90%程度が福岡市職員また、福岡市職員の出向という形をとっていた。福岡市職員は各職員が高額の賃金を受け取っている。にもかかわらずこの2つの団体の市職員は舞台芸術を高等教育機関で学んだ人材はほとんどいなかった。また海外の劇場や演劇大学について調査できるような高度な外国語の知識を持った市職員もほとんどいなかった。したがっていままで何故福岡に舞台芸術の拠点文化施設や演劇大学がないのか私が聞いても嘘、無視、誤魔化しをうけるようなことが多くあった。したがって、この2つの団体から舞台芸術を高等教育機関で学んでない人材やそれと同等の知識と経験の無い人材や語学に堪能でない人材は地方公務員法を改正して解雇するべきである。現在国が900兆以上の借金を抱え破たん寸前である日本で、能力のない人材に高額な税を使い賃金を払う必要はない。そうしなければギリシャのように国家破綻するのは時間の問題である。無能な人材を解雇した後、舞台芸術を高等教育機関で学びアートマネジメントのプロとしての経験があり、かつ外国語に堪能な人材だけをこの2つの団体は雇用するべきである。私は何故今まで福岡市に舞台芸術のための拠点文化施設と演劇学校や演劇大学が無かったのか今説明を求めます。またこの2つの団体の職員が他の地方や海外の劇場、演劇学校、演劇大学にこれから視察や研修に行くなら、明細な報告書を書き市民に広く公開し、市民に還元する必要がある。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
167		②	行政は、縦割り組織な性格が強いため、文化芸術活動の主体となるのではなく、連携促進や支援が適切であるが、支援対象の決定については、行政面での指標のみとならないように工夫していただけるとありがたい。組織内のみならず、偏らない判断基準を設置していただくことを望む。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
168			「② 多様な分野の担い手との連携・共働」では単なる人件費や事業費の削減の理由づけにならないよう、連携・共働のパートナーとの対等な関係性と、その活動の労働や就労としての側面を見逃してはならないため、「施策の展開にあたっては、多様な分野の担い手との対等な関係での連携・共働を基本として、文化芸術事業での雇用・就労の活性化を推進していきます。」と挿入されたい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
169		財団の今後の方向性の検討	「他都市財団の事例（アーツカウンシルの取組み等）を踏まえ、検討を進めていきます。」とあるが、アーツカウンシルへの移行という点では、福岡市は完全に遅れをとっている。この文言は、「他都市財団の事例（アーツカウンシルの取組み等）について調査・検討し、アーツカウンシル機能の充実をはかっていきます」というように、より積極的な書きぶりをしていただきたい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
170	16		将来設立される予定の芸術の専門家から成る福岡アーツカウンシルは行政に代わって、国、自治体の文化予算を全額委託され各拠点文化施設や博物館、美術館、練習場などの文化施設の予算を決定する機能をもつ。福岡アーツカウンシルは毎年度の予算決定に関する市民に対する情報公開を行わなければならない。また福岡アーツカウンシルは年度ごとに文化施設に予算を配分する際、各文化施設の事業にたいする批評、稼働率、観客動員、アーティスト、市民の意見を反映させるシステムを確立すること。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
171			「財団は、事業の効率化を図りながら、5つの重点施策の推進に向け、市民の文化芸術活動の支援充実や、にぎわい創出などを行う組織とするなど」とあるが、過度の事業の効率化は財団の優れた専門人材の流出につながる。また、そもそも（公財）福岡市文化芸術振興財団は設立当初から他都市に先駆けてアーツカウンシル的な事業に取り組んでおり、市の「下請け業者」的な位置付けではないと考える。他都市の事例以前に、改めて設置目的を再認識するべきだと考える。		
172			事業の効率化とは、予算削減を意味するのでしょうか。にぎわい創出で終わらず、福岡市の未来の文化芸術を担う人材育成も方向性に加えて欲しい。		
173			財団の今後の方向性について十分に検討されたい。下記に記述する庁内連携組織による振興ではこぼれおちてしまう、経済的価値にすくいあげられない多様な芸術の活動を振興していくことで、福岡らしさを醸成することを望みたい。		
174	17	多様な担い手の連携強化	「多様な担い手の連携強化」で唐突に「博多旧市街プロジェクト」という具体的な事業が出てくることに違和感を覚える。連携はひとつの事業で実施されればよいものではない。市を代表する一大イベントであると自他ともに求めるような催しならまだしも、なぜここでこの事業なのか、理解に苦しむ。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 「 <b>本計画の施策の展開にあたっては、博多旧市街プロジェクトなど具体的な事業の実施を通して</b> 」 「 <b>※博多旧市街プロジェクト 中世最大の貿易港湾都市であった（以下省略）</b> 」
175			「 <b>多様な担い手の連携強化</b> 」での文脈は「環境・仕組みづくり」の「文化芸術を担う多様な主体の適正な役割分担と連携」について述べているはずだが、ここでは「博多旧市街プロジェクト」の推進についての前面向きの言及になっていない。「博多旧市街プロジェクト」以外にも多様な担い手の連携強化を図っていくべきであり、文脈の異なる特定の事業名が記載されることに違和感を持つ。		
176			本項目では「博多旧市街プロジェクト」について書かれている。よって、項目タイトルを「多様な担い手の連携強化」とするのは誤りである。「博多旧市街プロジェクトを通じた多様な担い手の連携強化」とすべきである。		
177			「 <b>多様な担い手の連携強化</b> 」で語られているのは、「博多旧市街プロジェクト」事業のことで、文脈に違和感しかない。多様な担い手との強化は、この事業だけに限ったことではない。福岡市が旧市街地プロジェクトに力をいれているということだけは強く伝わるが、ここでかたられることは賛同できない。		
178			内容に「博多旧市街プロジェクト」しか記述がない。良い取り組みだと思われるので、この先10年間の主な取り組みとして前面に出してみてもいい。		
179		庁内連携組織の設置	短期および中長期におけるPDCA サイクルの中核になるところかと思うが、人事異動などによるその時々事情変更も懸念される。年に何回開催の想定か等の概要まで、事前に明記するべきと思う。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。
180			文化芸術振興推進本部の取り組みは必要で重要だと考える。そのうえで、構成員は、局長級ではなく、課長級にすることで、より効果的に現場のニーズを吸い上げることができるのではないかと考える。		

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
181	17		今回の計画案内容から、住宅都市局（その中でも都市計画部、地域まちづくり推進部、都心創生部、跡地活用推進部）や博物館・美術館館長（または副館長）も本部長に入れてみては。	修正	いただいたご意見を参考に、下記の通り修正します。 文化芸術振興推進本部の本部長に「 <b>住宅都市局</b> 」を追加。
182	動植物園を管轄し、また、街づくりとも関連があるので「住宅都市局」も入れた方がいいのではないか。				
183	<主な取組み>の「庁内連携組織の設置」で、庁内組織に住宅都市局も加わる必要があるのではないか。公園、都市景観、地域づくりなどの点で文化芸術の力を活用した取組みを行っていく分野を担当する部署であると思う。				
184	《文化芸術振興推進本部》を設置しても庁内連携組織であり、この中に文化芸術の専門家はいるのか。失礼ながら門外漢ばかりではないか。ここは、思い切って著名な専門家・プロデューサーを起用すべきである。分野ごとに数人起用してもよいのではないか。		原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。	
185	庁外との連携を推進していくための体制についても提案したい。16頁の「①文化芸術の振興を担う各主体の適正な役割分担」で明示されている、市民、文化芸術団体等、企業等、大学等教育機関、財団、加えて先に提案したNPO等の「各主体」によって構成される「庁外との連携」を推進体制の設置を求める。				
186	主な取組みへの「施策定期的に評価し、公開する取組み」を入れて欲しい。例えば前期5年の評価を受けて行政は「柔軟性をもって」軌道修正し、後期5年の評価によって次の振興計画へバトンを渡すべきではないか。文化芸術を扱う今回の計画では「失敗＝悪」「文化芸術は経済的に悪循環」という視点を行政側がもたないように、評価と適切な修正をしながら市民の共感を得てほしい。		原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。	
(4) 文化芸術の振興に向けた5つの重点施策(13件)					
187	20～29	全体	施策1～5の具体的な事業例は「継続」「新規」と分けた方が明確。	原案通り	「具体的な事業例」は重点施策の方向性をわかりやすく示したものです。この方向性に基づき具体的な事業を推進してまいります。
188			すでに実施しているもの、今後実施しようとしているものがわかるよう、明示した方がよい。		
189	20	重点施策1 未来の担い手である子どもたちの育成	「主な取組み」の4段目で「上記の取組みについては（中略）学校等と連携を図りながら推進していきます。」とあり、強く賛同する。その上で学校等との連携を図るためには「コーディネーター」も必要であるため、「上記の取組みについては（中略）学校等と連携を図り、コーディネーターを育成・活用しながら推進していきます。」と挿入されたい。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。
190	20		財団の学校に対する演劇のアウトリーチ事業に関する意見である。まず財団は今までどのような演劇のアウトリーチ事業を行ってきたのか、事業案の紙媒体やwebでの情報公開を行う必要がある。現在までどのような演劇のアウトリーチ活動を財団が行ってきたか市民が分からないと評価が出来ない。また次に振興課と財団は、各発達段階に応じて、どのような目的や課題をもって演劇のアウトリーチ事業を行うかの基準を作って市民にwebなどで発表する必要がある。このように発達段階に応じた演劇のアウトリーチ事業の目的や課題の基準が発表されれば市民もその事業を支援したいという気持ちになるし、事業に対する寄付も集まるだろう。子供の発達段階は小学校低学年、小学校高学年、中学校、高等学校、特別支援学級の5つの段階が良いだろう。たとえばイギリスのArts Council EnglandはDrama in schoolsというArts Council Englandの考える学校での演劇教育の基準を発表している。	原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にまいります。

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見番号	頁	項目	意見	意見への対応	意見への考え方
191	22～23	重点施策2 共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり	主な取組や具体的事業例には「在住外国人」「LGBT」に触れたものがない。	原案通り	22頁 重点施策2に記載の通り「年齢や障がいの有無、性別や国籍などに関わらず、誰もが文化芸術を通じて社会参加できる機会をつくっていくこと」を基本的な方向性としていることから、原案の通りとします。
192	市の他の施策を鑑みると、障害のある人や高齢者だけでなく、在留外国人やLGBTなどの性的少数者に関する取り組みも明記するべきではないか。				
193	人権推進課が所管となり実施している福岡レインボー映画祭をはじめとした性的少数者に関する文化事業についても言及してはいかがだろうか。				
194	「主な取組み」として、障がいのある人や高齢者が明示されているが、今後10年の社会情勢の変化を踏まえると「在住外国人（あるいは外国人労働者）」も含めておくべきではないか。また、福岡市では性的マイノリティ（LGBT）への支援を行っている観点からも、主な取組みの一つとして「〇文化芸術を通じて在住外国人や性的マイノリティなどへの理解と認識を深めるための機会の創出に取り組んでいきます」と挿入されたい。				
195	26	重点施策4 「福岡スタイル」の創造による都市ブランドの形成	アジアとの交流は福岡の強みだと思うので、美術トリエンナーレはもちろんのこと、アクロス福岡とも連携して音楽にも力を入れてほしい。	原案通り	いただいたご意見については、事業を推進するうえで参考にしてまいります。
196	福岡市が関わる展覧会や文化芸術イベントなどに対する意見・苦情に対する対応フローを本計画書に明記すべきである。 2018年春に開催された『福岡城まるごとミュージアム』において、匿名の市民から寄せられた招聘作家の岡本光博氏の作品に対する意見を受け、実行委員会事務局の文化振興課は、当該作品のタイトルを黒塗りし作品の一部に布を掛けるという対応を行った。 西日本新聞（2018/05/08 付朝刊）等で報道はされたものの、事実経過や今後同様の事案が発生した場合の対応方針について、福岡市から公式な見解は示されていない。このまま対応を放置すれば、今後、第三者が前例にならい、福岡市が関わる展覧会や文化芸術イベントにおける表現活動を操作また封じることにも可能な状況にある。外部の有識者や学芸員など専門家も交え、「福岡市が関わる展覧会や文化芸術イベントなどに対する意見・苦情に対する対応フロー」を検討するべきである。また、その対応フローを広く市民に周知するために本計画書に明記すべきである。		原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。	
197	「福岡スタイル」という言葉が一般的すぎて（西日本新聞経済電子版などで使われている）、福岡市独自の政策の言葉なのか、何を意味するのか混乱する。新たに創造するのであれば、新しい言葉のほうがよいのでは？		原案通り	いただいたご意見については、施策を推進するうえで参考にしてまいります。	
198	「福岡市文化プログラム」のWEBサイトは、便利で助かる。ただ、掲載情報が福岡市外のものあり、わかりにくいときがある。今はSNSで情報を簡単に発信できるので、情報を福岡市限定にしてもよいのではないか？		原案通り	いただいたご意見については、事業を推進するうえで参考にしてまいります。	
199		「主な取組み」の3段目で「『福岡アジア美術トリエンナーレ』を継承・発展させた事業の開催を検討していきます。」とあるが、例えば「博多旧市街まるごとミュージアム」といった他の取組みについては「取り組みます」とあるのに対して、「検討していきます」という消極的な表現となっている。今後10年間のうちに「『福岡アジア美術トリエンナーレ』を継承・発展させた事業の開催」を実現する意志を明確にされたい。	原案通り	事業の具体的な内容については、今後検討していくこととしており、原案の通りとします。	

5. 提出意見と意見に対する福岡市の考え方

意見 番号	頁	項目	意見	意見への 対応	意見への考え方
<b>その他（1件）</b>					
200			福岡は文化発信基地としての要素がありながら文化的作品が少ないように思える。いろんな都市機能が整っていないからだろうか。音楽の分野でも同じで音楽製作会社などがないから歌手や演奏者などを志す人は多いけれど東京へ転出してしまふ。東京へ行けない人は外国産の楽曲や期限切れの歌曲を歌い演奏して細々と活動している。歌が盲くても技術が優れていても正当に評価されることは極めて希である。音楽の道は思った以上に難しく、特に作曲者への道のりは険しいと、若い人や高齢者に伝えたい。	その他	いただいたご意見については、福岡市の現状として参考にして参ります。